

佐高第2851号
令和6年3月29日

居宅サービス事業所の管理者 様
介護予防サービス事業所の管理者 様
地域密着型(介護予防)サービス事業所の管理者 様
第一号事業者の管理者 様

佐渡市高齢福祉課長

「介護給付費算定に係る体制等届出について」(通知)

令和6年4月1日以降適用の介護給付費算定に係る体制等に関する届出(以下、「体制等届出」という。)については、下記のとおり取り扱うこととします。令和6年度報酬改定に伴う届出については、留意事項を確認の上、提出漏れのないように注意してください。

記

1 体制等届出の様式

体制等届出に使用する様式は以下のとおりです。

注意！令和6年4月から全てのサービスにおいて様式が変更になります。

・「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」(令和6年3月15日老発0315第1号厚生労働省老健局長通知)において定める別紙1-1から別紙51までの様式(ただし、佐渡市に提出する必要のあるものに限る。)

※このほか、届け出る項目に応じ、根拠資料(任意様式等)の提出が必要な場合があります。詳しくは、別添「添付書類一覧表」を参照してください。

2 提出書類

以下の書類を提出してください。記載例を参照し、サービスの種類ごとに事業所・施設単位で別紙2、別紙3-2及び別紙1-1～1-4-2の両方を作成してください。(サテライト事業所(出張所)がある場合は、本体事業所と別に作成が必要です。)

- ・別紙2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)
- ・別紙3-2 介護給付費算定に係る体制等に関する届出<地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用><居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用>
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

※サービス種類、適用月により様式が異なります。

【令和6年4・5月適用】

- 別紙1-1 居宅サービス・施設サービス
- 別紙1-2 介護予防サービス
- 別紙1-3 地域密着型サービス
- 別紙1-4 総合事業(訪問型サービス、通所型サービス)

【令和6年6月以降適用】

- 別紙1-1-2 居宅サービス・施設サービス
- 別紙1-2-2 介護予防サービス
- 別紙1-3-2 地域密着型サービス
- 別紙1-4-2 総合事業(訪問型サービス、通所型サービス)

・添付書類

別添「添付書類一覧表」のとおり

3 届出日と算定開始月（提出期限）

(1) 新たに加算等を算定しようとする場合

注意！令和6年度介護報酬改定に伴う提出期限の特例については、下記5（2）参照

サービスの種類	届出日と算定開始月
訪問介護	◎1日～15日の間に届出が受理された場合 ⇒届出受理日の翌月から、加算等算定開始 例) 5月10日届出受理⇒6月から算定開始 ◎16日～月末日の間に届出が受理された場合 ⇒届出受理日の翌々月から、加算等算定開始 例) 5月17日届出受理⇒7月から算定開始
(介護予防) 訪問入浴介護	
(介護予防) 訪問看護	
(介護予防) 訪問リハビリテーション	
(介護予防) 居宅療養管理指導	
通所介護（地域密着型含む）	
(介護予防) 通所リハビリテーション	
(介護予防) 福祉用具貸与	
居宅介護支援・介護予防支援	
小規模多機能型居宅介護	
総合事業（訪問型サービス、通所型サービス）	
(介護予防) 短期入所生活介護	◎届出が受理された場合 ⇒届出受理日の翌月から、加算等算定開始 例) 6月20日届出受理⇒7月から算定開始
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設	

(2) 加算等を算定しないこととなった場合

加算の算定要件を満たさなくなった場合等は、速やかに体制等届出を行ってください。この場合、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から、加算等の算定は行わないこととなります。

4 提出方法

佐渡市では令和6年10月より電子申請を開始予定ですが、それまでは書面で提出をお願いいたします。

5 令和6年度介護報酬改定に係る対応について

(1) 令和6年度介護報酬改定の内容

報酬改定の概要、省令及び告示の改正、関係通知等については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(2) 提出期限の特例

令和6年4月1日適用（介護職員等処遇改善加算等を除く）の体制等届出の提出期限

令和6年4月15日（月）【必着】

※介護職員等処遇改善加算等に係る体制等届出の提出期限は、別途通知します。

(3) 届出にあたっての留意事項

新たな加算の創設や既存加算の算定要件の変更等に係る既存の事業所・施設の届出の取扱いについては、別添「既存のサービス事業所の届出留意事項」のとおりとされています。各届出項目の取扱いを確認の上、届出漏れに注意してください。なお、多くの事業所・施設に関

係し、特に注意が必要と思われる事項は以下のとおりです。

①高齢者虐待防止措置実施の有無（項番1（令和6年4月）、項番3（令和6年6月））

【該当サービス】

（令和6年4月）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護（地域密着型含む）、（介護予防）短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

（令和6年6月）（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）通所リハビリテーション

新たな届出がない場合は、防止措置を実施していても「減算型」とみなされます。

→防止措置を実施している場合（「基準型」を算定する場合は、届出が必要。

②業務継続計画策定の有無（項番7（令和6年4月）、項番15（令和6年6月））

【該当サービス】

（令和6年4月）通所介護（地域密着型含む）、（介護予防）短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

（令和6年6月）（介護予防）通所リハビリテーション

新たな届出がない場合は、計画を策定していても「減算型」とみなされます。

→計画を作成している場合（「基準型」を算定する場合は、届出が必要。

③令和5年度までは事業所・施設において算定要件を満たすことを確認すれば体制等届出の提出は不要とされていた項目のうち、令和6年度以降、体制等届出の提出が必要とされるものがありますので、十分注意してください。

④加算の区分等が変更になる項目もありますので、十分注意してください。

※以上の他、事業所・施設の状況に応じて必要な届出を行ってください。

※①②については、記載例を参照してください。

佐渡市高齢福祉課介護保険係

電話：63-3790

FAX：63-5121